

不登校児童生徒に係る 特別の教育課程の場所・体制等 について



個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みについて、企画特別部会の論点整理を踏まえつつ、具体的に検討する

本日の議論

④特別の教育課程が実施される場所・体制

- 特別の教育課程がどのような場所や体制で実施されるべきか

(論点整理における記載)

- 特別の教育課程に基づく指導・支援が適切な場所で実施されることを担保するため、校内教育支援センターを含む学校内のみならず、一定の要件（例：地方自治体による設置、教員の配置等）を満たした学校外の教育支援センターも対象とし、位置付けることとしつつ、具体の運用を検討すべき

(具体的論点)

- 校内教育支援センター等については、居場所機能のみならず、学級で学ぶことが困難な児童生徒が学校内で学習できる場として位置付けた上で、特別の教育課程が実施される場合の教師と校内教育支援センター支援員との連携方法を含む体制の在り方等
- 校外教育支援センターについても、特別の教育課程が実施される場として位置付けつつ、その場合の一定の要件（地方自治体による設置、教師と教育支援センター指導員との連携方法を含む体制の在り方等）

【各回共通して抑えておくべき論点】

①制度構築の基本となる考え方や留意点

【前回までの議論】

②対象となる児童生徒

③特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等

⑤学習評価等

特別の教育課程が実施される場所・体制に係る論点整理

- 本特例の主たる実施場所は、これまで、校内外教育支援センターで実施することを基本として議論が進められてきたところ。
- 校内教育支援センターについては、学校内であり、教職員間の連携や校内施設の利活用などが一定柔軟に行われることが可能と考えられる一方で、**校外教育支援センターについては、学校外での教育課程の実施となる。**校外教育支援センターについては、**実態として、その施設の状況や指導員の教員免許状の有無など多種多様な形で運営されている実態**があり、こうした実態を踏まえると、校内教育支援センターと比べて、**教育の質の向上に向けてより丁寧な検討が必要と考えられる。**
- 上記の状況を踏まえつつ、**組織的・計画的に教育の質が確保された学びを実現する観点から、制度全体としてその方策の検討が必要。**

特例実施の全体イメージ



校外教育支援センターでの特別の教育課程の実施を想定した場合、そこでの学びについても、**組織的・計画的に教育の質が確保された学び**にできるよう、例えば以下のような観点から、**必要な機能を保有する必要がある**のではないかと。

- 他者とのコミュニケーションに苦手意識や不安がある児童生徒も多い中で、こうした心理理解に基づく不登校児童生徒への対応
- 児童生徒の状況に応じ、個別学習や集団活動など、適切な活動の実施
- 教育課程の組織的・計画的な編成・実施や関係者・関係機関との連携 等

校外教育支援センターの実態としては・・・

「教育支援センター整備指針（試案）」などを参考にしながらも、実態は**多種多様な形で設置・運営**がなされている。

「教育支援センター整備指針（試案）」（抜粋） ※p.8参照

- 各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する
- 指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。
- 施設・設備は、相談・指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。 等

校外教育支援センターの実態としては・・・

不登校児童生徒の支援・指導にあたる者の教員免許状の保有状況や指導経験、資格等も様々。

（パターンの例）

①発令されている教職員が実態として指導にあたるケース（学校との兼務等）



②教員免許状を有する者が配置され、指導にあたるケース（退職校長等）



③教員免許状は有しないが、一定の指導経験を有する指導員が配置され、指導にあたるケース



④①～③以外の指導員が配置され、指導にあたるケース



特に丁寧な検討が必要と考えられる校外教育支援センターを想定しつつ、以下論点について検討。

校内外教育支援センターいずれにおいても、教育の質を確保しつつ、特別の教育課程を実施することができるような仕組みを構築する。

- ① 特別の教育課程の実施にあたり、その実施体制全体として、保有すべき機能は何か【**論点①**】
- ② とりわけ、どういった指導員がその指導にあたるべきか【**論点②**】

特別の教育課程が実施される場所・体制に係る検討事項・論点

I. 特別の教育課程の実施にあたり、保有すべき機能について【論点①】

【検討にあたっての前提】

- 本特例は、対象児童生徒の実態に即して実施される教育活動を、教育課程上に位置付けることにより、教育の質の確保や計画的・組織的な支援を促進するものであることから、その主たる実施場所としては、校内教育支援センターや学校を所管する教育委員会等が管理・運営する校外教育支援センター（※）において、教育課程を責任もって編成・実施することを基本と整理してきた。（※）名称に限らず、同様の機能を有する施設等において特別の教育課程を編成・実施する場合も含む。（例：1つの学級として、在籍する不登校児童生徒一人一人に特別の教育課程を編成・実施するケースなど）
- 現状、校内教育支援センターについては学校の空き教室等を活用して運営されているところが多い一方で、校外教育支援センターについては、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年10月25日）」の「教育支援センター整備指針（試案）」（p.8）を参考に必要な指導体制や施設設備の整備に努めるよう国として促しているものの、実態としては、多種多様な形で設置・運営がなされているところ。
このため、教育の質を確保する観点から、より丁寧な検討が必要と考えられる校外教育支援センターでの実施を特に想定する。

- 本特例の実施にあたっては、これまで整理を進めてきたとおり、不登校に至った過程や要因を把握するといった丁寧なアセスメントの実施、個に応じた対象活動の実施（個別の学習支援に加え、集団での指導も考えられる）、教育課程の組織的・計画的な編成・実施など、学校や校内外教育支援センター、教育委員会（以下「関係機関」という）が連携しつつ、様々な対応が必要となる。
- こうした対応のためには例えば以下のような「機能」が必要と考えられるが、特に校外教育支援センターの実態は多様でもあることを踏まえ、保有すべき機能を当該施設単体のみならず、指導員の派遣やオンラインの活用を含め、学校や教育委員会との役割分担・連携により、「特別の教育課程の実施体制全体で保有すべき機能」として整理すべきではないか。

特別の教育課程を実施するにあたり、その実施体制全体で保有すべき機能

① 不登校児童生徒の特性や支援に関する一定の理解に基づき、不登校の改善や資質・能力の向上に繋がる柔軟な教育活動を組織的・計画的に行うこと

（より具体的な観点の例）

- ・不登校児童生徒への心理理解や対応ノウハウを有する指導員や専門スタッフの配置、もしくは派遣やオンライン活用が可能か
- ・対象活動の実施にあたって必要な専門性を有する指導員等が、その利用人数に応じて適切に指導できる環境となっているか（派遣やオンライン活用を含む）
- ・上記の指導員の体制や、実際に指導を行う施設の設備環境も含めて、対面での指導を重視した指導環境が整っているか 等

② 対象活動の学習内容や状況、児童生徒の状態の把握等について、原籍校（学級担任・教科担任等）と関係機関が一体的に実施すること

（より具体的な観点の例）

- ・個別の指導計画や実施した活動内容・活動の様子などについて、例えばクラウドでの指導計画の共有などを通じて、適切に学校が把握できる環境が整っているか
- ・通常の教育課程に戻ることも含め、対象児童生徒の状況に応じた適切な目標や見通しを関係機関で共有し、そのための連携が図れるか
- ・上記の点も含め、活動内容全体の調整や関係機関の連携などを適切に実施することができる体制が整備されているか 等

- その上で、例えば、「教育課程を責任をもって編成・実施できるよう、学校を所管する教育委員会等が管理・運営する施設であること」や、「保健衛生上、また、安全管理上適切な学習環境が整備されていること」など、校内外教育支援センターとして最低限満たすべき具体的な要件については、今後整理し、その一部を法令に位置付けることも含めて、引き続き検討することとしてはどうか。
- 加えて、例えば次頁で整理する指導員等の配置の在り方など、その実態を踏まえ、制度創設後に直ちに校内外教育支援センターが保有すべき機能とまではいかないまでも、特に校内外教育支援センターとして保有することが望ましいと考えられる機能の整理については、国として、今後の支援の在り方も含めて、運用の手引きとともに今後検討を行っていくべきではないか。



特別の教育課程が実施される場所・体制に係る検討事項・論点

Ⅱ.特別の教育課程に基づく指導を行う指導員等について【論点②】

【検討にあたっての前提】

- 教師は、各相当の免許状を有する者でなければならないとされており、教育課程に基づく指導にあたっては、各相当免許状を有する教師が行うとされている。
- その上で、例えば、校内外の教育支援センターにおいて、免許を持たない指導員等が不登校児童生徒の指導にあっている場合、学校と十分な連携を図ることで、学習の計画・内容が在籍する学校の教育課程に照らして適切なものと捉えることができる場合も考えられることから、こうした場合は、一定の要件の下、出席扱いや成績評価を行うことも制度上可能とされているところ。（※p.9～12参照。以下、「現行措置」という）
- このように、厳密には各相当の免許状を有する教師が直接指導にあっていないケースにおいても、特に必要がある場合、行われた教育内容が、相当の免許状を有する者による指導と照らして必要な水準を満たしており、また、教育課程に照らして適切なものといえることに鑑み、教育課程上の指導として出席扱いや成績評価も行われているところ。

- 特別の教育課程における指導に当たっても、本来、相当教科の教員免許状を有する教師等が指導にあたるのが望ましいが、多様な実態がある校内外教育支援センターでは、相当教科の教員免許状を有する教師等による指導体制を常に確保することが困難な実態もあり、こうしたケースにおいて教員免許状を有する者による指導を一律の要件とした場合、制度そのものの活用が極めて限定的になってしまうことが想定される。
- 一方、この特別の教育課程は、不登校児童生徒が様々な背景・理由により学校を欠席し、通常の教育課程では十分に学びに向かうことができないことが多いという実態を踏まえて検討しているものであり、本特例は、こうした不登校児童生徒に対し、状況に応じた個別の教育課程を編成することで、教育を受ける機会を実質的に保障しようとする趣旨により創設するものである。
- このように、学校や教室での学びに向かえていない中であつても本特例を活用できるということは、教育を受ける機会の実質的な保障に繋がるものであり、このことを踏まえれば、実態として教員免許状を持たない指導員等とともに学習に取り組んでいる児童生徒も多い中で、教育委員会が本特例を活用しようとしたときに、教員免許状を有する者を確保できないことが致命的な隘路とならないようにすべきではないか。
- この点、現行措置は、個別の教育課程の編成や指導計画の策定をその要件とすることなく、学校との連携等の基本的な要件の下で、教員免許状を保有しない指導者等による指導を出席扱いや成績評価の対象とすることを許容しており、本特例と比較した場合、教育の質の確保のための担保は相対的に強くないものと言えるが、教育を受ける機会の実質的な保障という本特例と同様の趣旨に立ち、認められているものである。
- また、本特例では、教育委員会や学校との役割分担・連携により、特別の教育課程の実施体制全体で必要な機能を保有することを重視している中で、授業のみではなく、計画的な指導をデザインし、学習状況や成果を適切に評価し、更なる学びに繋げ、プロセス全体を通じて質を確保するという教師の役割の性質を踏まえれば、教師自身が中核的な役割を担いつつ、関係機関全体で教師の役割を果たすことによって、実質的な指導体制を確保することができると考えられるのではないか。
具体的には、本特例を実施するにあたり、学校や教育委員会と連携しつつ、指導計画の作成・実施、振り返り・フィードバック、見直しといったサイクルを要することとしており、教師が果たす役割が、指導計画を介して関係機関が一体的に進める取組を通じ、その実施体制全体で果たされることになる。



Ⅱ.特別の教育課程に基づく指導を行う指導員等について【論点②】

(前頁の続き)

- 以上を踏まえると、本特例は、不登校児童生徒の学びを保障しようとする趣旨に立ちつつ、同趣旨の現行措置よりも、教育の質の確保について、個別の教育課程の編成や指導計画の作成や学習評価の実施等により、関係機関全体で担保しようとするものであると言える。
- こうした本特例の性質に鑑み、例えば以下のとおり、教育の質の確保のための中核的な役割を教師が担うことを要件としながらも、一定の要件を満たす指導員等が学級担任等の管理の下で密接に連携しながら、特別の教育課程に基づく指導を実施することも可能と整理してはどうか。
 その上で、最終的には各教育委員会や学校が、学びの保障と質の確保の双方の観点を十分考慮し、本特例における指導員として適切かどうかについて、総合的に判断することとしてはどうか。

相当する免許状を有しない指導員等が指導を実施する場合に満たすべき基本的な要件

①学級担任や教科担任等が指導内容を管理する観点から、以下の点を踏まえて適切と判断できること

- (具体例) ・指導計画や学習評価にあたっては、最終的には学校の責任の下で行い、また、行われた指導内容や様子は、指導計画の共有などを通じて教師等が把握できるようにすることで、事前に指導内容を指導員等と調整したり、行われた指導を踏まえて今後の学習や指導方針を変更したりするなど、指導全体を通じて教師が指導内容を調整できる環境(体制)が整っているか
 ・指導員等だけでなく、定期的に教師等と児童生徒が対面の面談を行うことで教師が児童生徒と関わりを継続するための取組が行われているか 等

②本特例における指導を実施する者として必要な資質・能力を確保する観点から、以下の点を踏まえて適切と判断されること

- (具体例) ・一定の指導経験を有するなど、当該者が実施する指導内容に照らして、その実施に必要な資質・能力を有すると教育委員会や学校において判断された者であるか
 ・当該者に対して、指導にあたる前など、研修の受講(※)その他の資質能力の向上を図るための措置が講じられているか
 (※) 既存の教職員研修に校内外教育支援センターの職員が参加することに加え、活用可能な研修動画を今後、国において作成し、その動画を視聴することなどが考えられる。



參考資料

教育支援センター整備指針（試案）

1 趣旨

- 教育委員会は、教育支援センター（以下「センター」という。）の整備に当たって、この指針の定めるところに留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない。

2 設置の目的

- センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。以下同じ。）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。

3 自己評価・情報の積極的な提供等

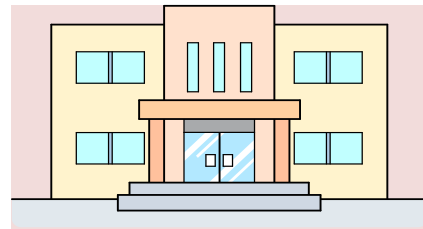
- センターは、その目的を実現するため、その相談・指導、その他のセンターの運営状況について改善・充実を図るとともに、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- センターは、その相談・指導、その他のセンターの運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

4 対象者

- 入室や退室等に関する方針や基準が明らかにされていること。
- 不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）に努めるものとする。その際には、当該児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行うことが望ましい。
- 必要に応じて、中学校を卒業した者についても進路等に関して主として教育相談等による支援を行うことが望ましい。

5 指導内容・方法

- 児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導を行う。
- 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する。
- 各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する。
- 指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。
- 家庭訪問による相談・指導は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に実施することが望ましい。通所困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、適切な配慮を行うことが望ましい。
- センターは、不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行うものとする。



令和元年10月25日付け元文科初第698号文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」より

6 指導体制

- センターには、相談・指導などに従事する指導員を置くものとする。
- 指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度置くことが望ましい。
- 指導員には、相談・指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつその職務を行うに必要な熱意と識見を有する者を充てるものとする。
- 教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めることとする。
- カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の指導方針等につき、協力を得ることが望ましい。
- その他、年齢、職種等、多様な人材の協力を得ることが望ましい。その際、協力を得る人材の実情に応じ、適切な研修を行い、又は指導体制等を整えることが望ましい。

7 施設・設備等

- 施設・設備は、相談・指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。
- センターは、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えることが望ましい。
- センターは、運動場を備えるなどスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが望ましい。
- センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましい。
- センターには、相談・指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な教具（教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等）を備えるものとする。また、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない。

8 学校との連携

- 指導員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする（定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等）。
- 指導員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。
- 指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）にそつた児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡するものとする。
- 指導員等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。

9 他機関・民間施設・NPO法人等との連携

- センターは、教育センターや社会教育施設などの教育機関や児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関との連携を適切に図り、不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努めるものとする。
- センターは、不登校関係の民間施設、NPO法人等との連携・協力を適切に図ることが望ましい。
- 民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン」等に留意するものとする。

10 教育委員会の責務

- 教育委員会は、前各項の趣旨が達せられるよう、教育委員会規則の制定や指導体制の充実等、センターの整備に関し必要な方策を講じなければならない。
- 教育委員会は管轄地域以外のセンターの連携・協力関係が、適切に図ることができるよう配慮しなくてはならない。

不登校児童生徒の出席扱い・成績評価について

不登校児童生徒が学校外の施設で相談・指導を受けている場合や自宅でICT等を活用した学習活動を行っている場合、一定の要件を満たせば、学校は出席扱いや成績評価を行うことができます。



✓ 出席扱いの主な要件について(義務教育段階)

学校外の施設で相談・指導を受けている場合

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力体制が保たれていること。
 - 学校外の施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。
- (※)民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- 学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン(https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf)」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。
- 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。



(詳細はこちら)

自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている場合

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。
- 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、十分に把握すること。
- ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。



(詳細はこちら)

✓ 成績評価の主な要件について(義務教育段階)



- 不登校児童生徒の学習の計画・内容が在籍する学校の教育課程に照らし適切であること。
- 学校と、保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等(以下、「保護者等」という。)の職員との間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握すること。
- 学校が、訪問による対面指導等により、不登校児童生徒の状況を定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続すること。



(詳細はこちら)

なお、高等学校における不登校生徒の指導要録上の出欠の取扱いは、下記をご参照ください。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309943.htm)



✓ 学校外の施設で相談・指導を受けている場合

👍 民間施設における活動を出席扱いとした例

- 学校は、教育委員会が定めたガイドラインに基づき、民間施設や保護者と連携。
- 民間施設や保護者との連携状況や民間施設から提出された活動報告の内容等に基づき、民間施設における適切な支援の実施が確認できたことから、指導要録上出席扱いとした。



活動報告に記載する事項(例)

- 施設の利用日
- 活動の内容
- 本人の振り返り
- スタッフのコメント など

Point

学校による適切な判断を可能とするため、教育委員会等は「民間施設ガイドライン(試案)」などを参考に、民間施設における不登校児童生徒に対する相談・指導を出席扱い等とする際の考え方や児童生徒の様子を定期的に報告する方法の目安などをあらかじめ整理して示しておくことが望めます。

(参考)民間施設についてのガイドライン(試案) (https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf)



👍 教育支援センターにおける学習活動を出席扱い・成績評価した例

- 教育支援センターを利用する不登校児童生徒のWeb教材の活用について、学校に相談。
- 教育支援センターは、学校と保護者との連携の下、Web教材を活用した学習計画の作成とともに、その内容を評価しやすいよう、学習評価の観点に沿った「振り返りカード」を作成。
- 学校は、教育支援センターと保護者との連携のもと作成した学習計画の実施状況や、Web教材の学習履歴、振り返りカードなどをもとに、出席扱いとするとともに、該当する教科について観点別評価を指導要録に反映の上、その内容を本人・保護者にも通知表により伝えた。



Point

出席扱い・成績評価の制度の目的は、義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すことにあるため、学習活動を出席扱い・成績評価することにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意する必要があります。

✓ 自宅でICT等を活用した学習活動を行っている場合

👍 学校からの授業配信による学習活動を出席扱い・成績評価した例

- 学校が保護者からの情報をもとに、オンラインでの授業参加を提案。
- 学校が保護者と連携し、1人1台端末を活用した学習計画を作成。
- オンラインでの授業参加後、学級担任が授業内容を補足するとともに、テストの実施により理解度を確認。
- 学校は、保護者との連携のもと作成した学習計画の実施状況や学習状況をもとに、出席扱いとするとともに、該当する教科について観点別評価を指導要録に反映の上、その内容を本人・保護者にも通知表により伝えた。



<授業配信に当たっての工夫(例)>
児童生徒の状況に応じて、画面越しに映る他の児童生徒や教員のことが気にならないよう、黒板画面を中心とした配信を行うなどの配慮を行った。

Point

学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意する必要があります。

✓ 指導要録上の記載について



<出席扱い>

- 児童生徒指導要録の備考欄には、出席扱いの内数として出席とした日数及び不登校児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名などを記入

参考

出席扱いとする場合の指導要録上の記載例

出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1	210	5	205	40	165	出席扱いとした日数:30日 うち、〇〇市教育支援センター:20日、自宅において学習:10日

出席扱いとした日数は出席日数に計上し、欠席日数からは除く

※高等学校も同様

<成績評価>

- 必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められているものではありませんが、不登校児童生徒の多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の当該児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載をしていただくことが重要です。

Point

評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒やその保護者などに積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義があります。

✓ 都道府県・市区町村教育委員会による支援の例

👍 制度やその活用事例の周知の例



- 人事異動により管理職や生徒指導主事などが代わることを想定し、毎年度初めに開催する会議などで制度や自治体における考え方などを説明。
- 学校現場で活用されやすいものとなるよう、ガイドラインを校長会や教務主任などと協働で作成。
- 不登校児童生徒の学びをサポートするリーフレットに域内の学校における様々な事例を紹介。

(会議例)

- 学校の管理職を対象とした会議
- 学校の生徒指導担当者を対象とした研修
- 市町村の指導主事等を対象とした会議 など

(事例紹介の例)

長野県・長野県教育委員会作成
「はばたき～不登校児童生徒の学びの
サポートガイド～」 Vol.1(habataki.pdf)
Vol.2(habataki2.pdf)



👍 民間施設等との連携支援の例

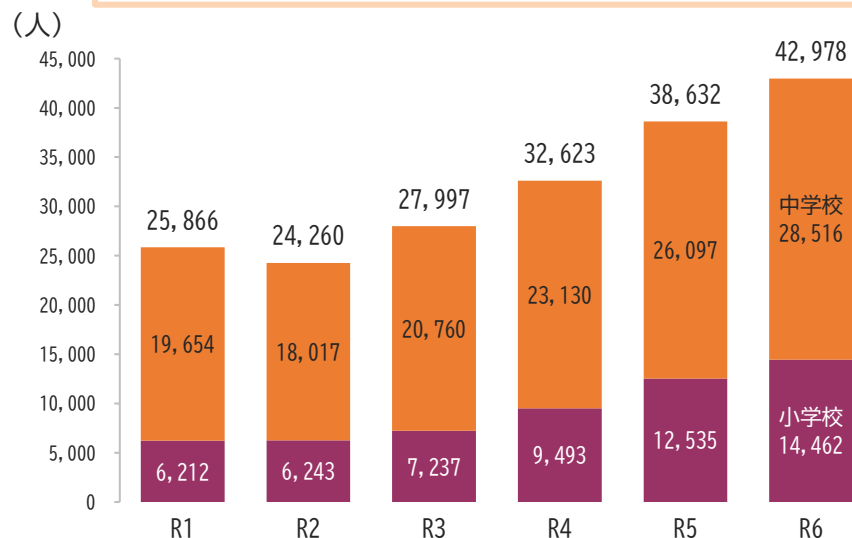


- 学校が連携を図りやすいようにするため、教育委員会の担当者が校長とともに不登校児童生徒が通所又は入所する民間施設等を訪問し、制度の趣旨を説明し、理解と協力を要請。
- 定期的に、学校、教育支援センター、民間施設などの不登校支援に携わる関係機関が集まる機会を設けることで、それぞれが連携しやすい体制を整備

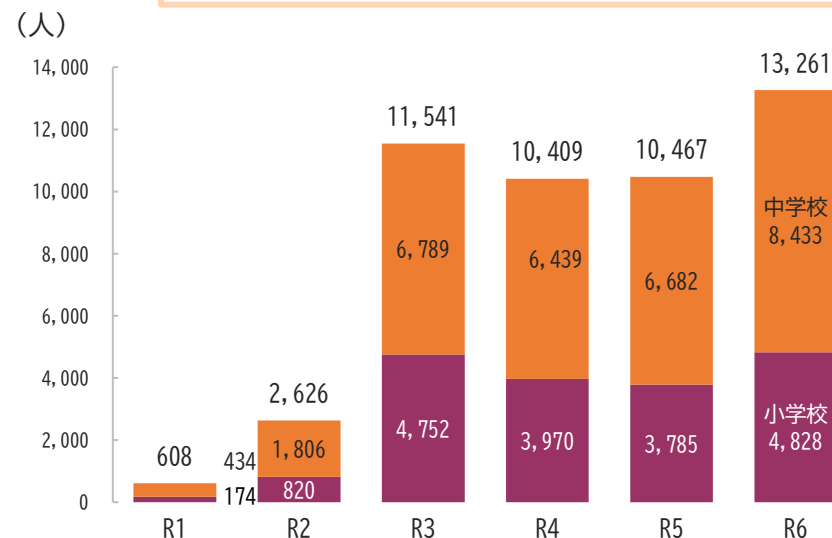
指導要録上「出席扱い」とした不登校児童生徒数 学校外の機関等における学習の成果を指導要録に反映した児童生徒数

- ・ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、42,978人。
- ・ 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は13,261人。
- ・ 不登校児童生徒の成績評価にあたって、自宅や学校外の機関等において欠席期間中に行った学習の成果を指導要録に反映した児童生徒数は81,467人。

学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数



自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



※ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

自宅や学校外の機関等において欠席期間中に行った学習の成果を指導要録に反映した児童生徒数

	不登校児童生徒の成績評価にあたって、自宅や学校外の機関等において欠席期間中に行った学習の成果を指導要録に反映した実人数	うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数
小学校	22,889	16,535	19,737
中学校	58,578	49,418	45,459
合計	81,467	65,953	65,196